

要望書（回答）

① 空き家等に関する実態調査、空き家対策計画および協議会の設置について

本年7月から9月にかけて市内全域を対象に行われた空き家等に関する実態調査の結果をお示しください。

また、調査を受けて2018年度に策定を目指している空き家対策計画に関する現段階での進捗状況をお示しください。（特に特定空き家に関する状況をお示しください。）

合わせて空き家等対策に関する協議会の設置に関しても現況をお示しください。

【回答】（市民生活部市民生活課 担当）

空き家等に関する実態調査につきましては、委託により本年7月から9月にかけて現地調査が行われておりますが、結果報告については11月末に提出されたところであり、今後、空き家の実態等について分析を進めていく段階であるため、現在のところ結果についてはお示しできないことを御理解願います。

空家等対策計画につきましては、実態調査の結果分析や所有者等の意向調査の結果等を踏まえながら、来年度策定していくこととなりますが、危険性がある特定空家等に対する対応策等についても、その発生状況と背景等について十分調査分析を行いながら、対策計画へ反映させてまいりたいと考えております。

また、今後、空家等対策計画などに関する外部有識者等による委員会の設置についても検討してまいりたいと考えております。

② 空き家等対策に関わる補助金の新設について

空き家等対策に関わる補助金には、①空き家の除去に対する補助金（解体工事や撤去処分にかかる費用に対する補助金）、②空き家の改修に対する補助金（リフォームや改修工事にかかる費用に対する補助金）、③空き家の取得に対する補助金（主に他地域からの移住者を対象とした、空き家の取得・購入費用に対する補助金）、④その他（空き家を店舗や集会所として利活用する際の改修費用やその他の費用に対する補助金）等があります。

空き家等対策には様々な側面からのアプローチが必要となりますが、補助金による空き家等対策の推進は費用対効果の高い有効な手法であると考えます。

苫小牧市における、空き家等対策に関わる補助金の新設に対する考え方や方向性をお示しください。

【回答】（市民生活部市民生活課 担当）

空き家等対策に関わる補助金の新設につきましては、補助の事業の目的、対象、効果など慎重に検討をする必要があると考えております。

団体名：公益社団法人北海道宅地建物取引業協会苫小牧支部

回答日：平成30年1月9日

本市としましては、実態調査の結果分析や所有者等の意向調査の結果等を踏まえて、その有効性等を検証し、来年度策定予定の空家等対策計画において、それらの対応等についても検討してまいりたいと考えております。

③ 空き家、空き地、空き店舗等の解消に向けた総合相談窓口の開設について

昨今、「中心市街地の衰退」「人口減少」「空き家、空き地、空き店舗の増加」等々、様々な問題が顕在化してきており、例えば、空き家問題一つとっても市役所内の7部11課が関連し、従来の組織割りでは対応しきれない、多くの要素が複雑に絡み合う難しい社会問題が増加しています。

空き家問題については市民生活課が窓口となっておりますが、市民から見ると何処に相談して良いのか分かりにくい状況にあると言えます。

中心市街地活性化に関連した、空き店舗の利活用や店舗賃借料・店舗移転改装費に関する補助金の利用、また、人口減少対策としての移住促進に関連した、空き店舗や空き家、空き地の利活用に関しても、何処に相談したら良いのか一般市民から見ると分かりにくい状況にあります。

これら空き家、空き地、空き店舗に関連した諸問題への対応策の一つとして、市民や移住希望者から見て、何処に相談すれば良いのかが分かりやすい、一本化された総合相談窓口の開設が必要であると考えます。

苫小牧市における、中心市街地活性対策や移住促進対策も含んだ「空き家、空き地、空き店舗等の解消に向けた総合相談窓口」の開設に対する考え方や方向性をお示しください。

【回答】（市民生活部市民生活課 担当）

空き家対策については、市民からの相談対応、環境衛生、まちづくりなど様々な観点で取り組む必要があると考えております。

本市におきましては、現状、空き家対策に関する課題全てを網羅できる専門の窓口を作ることは難しいことから、7部11課にわたる空き家対策連絡会議を設置し、空き家に関する苦情や相談などについては市民生活課が窓口となり、専門的な判断が求められる場合は、庁内の関係部署と連携しながら対応しております。

御提案いただきました、総合相談窓口の設置につきましては、貴重な意見として受け止めさせていただき、実態調査の結果とともに関係部署と共有し、空き家対策に対する課題等を認識しながら、更なる連携の強化を図ってまいりたいと考えております。

（産業経済部商業振興課 担当）

空き店舗や店舗改装費補助の支援につきましては、それぞれの補助事業がございます。空き店舗の補助に関しましては、中心市街地エリア内にある空き店舗を活用し、創業・移転される方に対し、家賃補助もしくは店舗改装費の補助を行い、

団体名：公益社団法人北海道宅地建物取引業協会苫小牧支部

回答日：平成30年1月9日

中心商店街の活性化に寄与することを目的としております。また、店舗改装費補助に関しましては、魅力ある個店を増加させ、商店街の活性化を図ることを目的に平成28年度から新たに取り組んだ事業となります。

各補助制度につきましては、対象となる経費が異なりますので、御利用の際は産業経済部商業振興課へ御相談ください。